

第1号議案

7月1日付組織改定に伴う関連諸規程の改定について

(案)

7月1日付組織改定に伴い、関連する諸規程を以下のとおり改定することとしたい。

1. 「文書の付番管理に関する規程」を別紙1のとおり改定する。
 - ・ 新設の事務統括グループの文書番号として、「広域総統」を設定。
 - ・ 組織名称変更の業務グループの文書番号として、「広域総業」を設定。
2. 「事業継続計画」を別紙2のとおり改定する。
 - ・ 総務部のグループの業務分掌変更に伴うグループ名表記の変更（「総務 G、総合調整 G」から「業務 G」へ【第3章 1. 要員】、「総務グループ」から「業務グループ」へ【第4章 III. 1】）
3. 「新型インフルエンザ等対策業務計画」の一部を別紙3のとおり改定する。
 - ・ 総務部のグループの業務分掌変更に伴うグループ名表記の変更（「総務」から「業務 G」へ変更【第4編第2章第2節】）

以 上

【添付資料】

別紙1：「文書の付番管理に関する規程」（改定案）

別紙2：「事業継続計画」（改定案）

別紙3：「新型インフルエンザ等対策業務計画」（改定案）

文書の付番管理に関する規程

別表1 <文書記号・起案書番号・様式記号>

部・室名	室・グループ名	文書記号	起案書番号
総務部	<u>事務統括G</u>	<u>広域総統</u>	総
	<u>業務G</u>	<u>広域総業</u>	
	総務G	広域総総	
	人事G	広域総人	
	経理G	広域総経	
	広報G	広域総広	
	情報システムG	広域総情	
企画部	-----	広域企	企
計画部	-----	広域計	計
	系統アクセス室	広域計系	
運用部	需給運用G	広域運需	運
	連系線管理G	広域運連	
	広域調整G	広域運調	
	広域システムG	広域運シス	
	広域運用センター	広域運セン	
紛争解決対応室	-----	広域解対	解対
監査室	-----	広域監	監

電力広域的運営推進機関 事業継続計画

第1章～第2章 (略)

第3章 要員、拠点、インフラ・備蓄品等の整備・確保**1. 要員**

本機関は、緊急事態発生が、夜間・休日等の勤務時間外の場合、また、本拠点からバックアップ拠点に移動する場合等に備え、優先継続業務に対応する役職員を「優先対応要員」として予め指名する。

理事長の代行については、防災業務計画に定める代行基準を準用する。また、各班の要員は、優先対応要員が出勤できない場合に備え、補充要員も予め指定する。

	役 割	要 員
理事長	・ 優先継続業務に係る意思決定	理事長 1名
理事		理事全員 (3～4名)
総務部(*)	・ 対応組織の統括 ・ 官公庁・報道機関対応	5名程度 (業務G、広報G等)
運用部(*)	・ 需給対応 ・ 地域間連系線管理	5～10名程度 (広域運用センター中心)
計画部(*)	・ 設備復旧に係る業務	5名程度
企画部他 (*)	・ 会員からの情報集約 ・ 食糧等の生活物資確保	10名程度 (企画部及び上記要員以外の者)
合 計		30～35名程度

*：各部の優先対応要員には、部長を含む。

第3章 2～3 (略)

第4章 I～II (略)

第4章 優先継続業務の遂行**III. 緊急災害対応**

緊急災害対応については、防災業務計画に基づき、以下の通り遂行する。

1. 初動対応**(1) 被害状況等の確認**

- 緊急事態に相当する災害が首都圏で発生した場合、理事長またはその代行者は、防災業務計画に定める非常態勢を発令するとともに、その旨を役職員、会員、国等に電子メール等により通知する。
- 役職員は、本拠点での勤務中以外の場所・時間に非常災害態勢の発令通知を受けた場合、自身の安否を態勢発令システム等を通じ報告する。
- 業務グループは、以下の確認を行い、その結果を総務部を管掌する理事またはその代行者に報告する。但し、災害発生が業務時間外の場合、①②の確認は広域運用センターの当直員が行い、衛星携帯電話等により総務部を管掌する理事またはその代行者に報告する。
 - ① 本拠点の被災状況を目視で確認すること
 - ② システムの被災状況を目視で確認すること
 - ③ BU 拠点の使用の可否を衛星携帯電話等で BU 拠点の管理者に確認すること
 - ④ 当該災害の規模及び被災状況を報道等を通じ把握すること

以降 (略)

新型インフルエンザ等対策業務計画

第1編～第3編 (略)

第4編第1章 (略)

第4編 第2章 重要業務の選定

第1節 業務分類

新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・停止する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。

第2節 重要業務の選定方法

1. 業務分類の基本的な考え方

新型インフルエンザ等発生時において、役職員等の安全確保を最優先としつつ、優先して実施すべき重要な業務を次のとおり分類する。

新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）および政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている業務の継続に必要な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。

上記以外に、業務の縮小・休止により国民生活および国民経済の安定に与える影響の大きさや組織運営上の不可欠性等の観点から、事業継続に必要不可欠な業務を「優先業務」とし、「新型インフルエンザ等対策業務」と合わせて「重要業務」とし、下表のとおり分類する

なお、優先業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではない。

業務分類		主な業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等） 広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）
	優先業務	事業継続に必要不可欠な業務 ・緊急時対応（ <u>業務G</u> ・ <u>広報G</u> の実施する業務）
縮小・停止が可能な業務		上記以外の業務

以降 (略)